

租税訴訟学会理事会 議事録

日 時： 平成 30 年 1 月 16 日（火） 19 時 00 分～20 時 00 分
場 所： マリタックス法律事務所
参加者： 大塚一郎、関戸勉、田口渉、土屋清人、長島弘、山下清兵衛

敬称略

議 事： 1. 紀要第 11 号について
2. 研究会開催について
3. 月刊税務事例 TAINS 掲載について

1 紀要第 11 号について【別紙 1】

(1) 発送について

平成 29 年度の会費納入済みの会員には、紀要と平成 30 年度の会費請求書を別送する。平成 29 年度の会費未納の会員には、事前にメールで平成 29 年度および平成 30 年度の請求書を送り、入金を確認でき次第、紀要を発送する（随時の発送は事務作業に負担がかかるので、一定期間に分けて発送する）。

会費未納の会員資格の有無については、前年度の会費納入で判断し、未納の場合は紀要だけ送らず、研究会の案内は引き続き配信していく。

(2) 請求書について

封筒ではなく、ハガキに変更する。

2 研究会開催について

当学会会員の元裁判所調査官であった権田和雄先生に、租税訴訟学会で発表をお願いしたい。また、3月30日（金）の税制委員会に権田先生をお招きし、ご講演をお願いする案が出された。

講演のテーマとして、税理士の共謀罪事件も同時に報告する案が出された。

3 月刊税務事例 TAINS 掲載について

TAINS の会員コンテンツとして、各出版社の書籍のバックナンバーを閲覧できるようにする動きがあるが、月刊税務事例もバックナンバー（3年以上前のもの）を提供する際、租税訴訟学会コーナーの論文を掲載して良いかとの許可を求める議題が、財經詳報社の宮本氏から出された。執筆した会員の掲載許諾は取るとして、許可された。

次回理事会は、平成 30 年 2 月 9 日（金）19 時 00 分～、弁護士会館 1005 号会議室
次回議題：部会報告など

次回議案に対するご提案等は、下記総務企画部（Email / FAX）までお願い申し上げます。

租税訴訟学会総務企画部

FAX: 03-3586-3602

Email: info@sozei-soshou.jp

<http://sozei-soshou.jp/>

総務企画部

1. 研究会・支部報告

(1) 開催報告

[第54回研究報告会について]

日 程：平成30年1月15日（月）午後6時

講 師：山下 清兵衛 先生

テーマ：「残波事件の上告受理申立と上告申立」

I. 残波事件判決を税務調査で利用する方法

II. 租税憲法訴訟の解説

III. 税理士と弁護士の税務調査における協働と成功事例

★参加者 78名

2. 専門研究会について

TAP 高田馬場セミナールームを借りて、次回以降も専門研究会を開催したい。第二回については、アブレザルの齋藤氏と長島弘先生間で日程の調整中である。資産税の研究会も開催したい。

3. 紀要その他出版計画について

(1) 志賀記念出版（『法的紛争処理の税務』改訂版）について

9月の理事会で、牛嶋理事から、年内の出版は難しいが、ある程度形はまとまってきている旨報告があった。

(2) 紀要第11号「重要判例解説と租税公正基準」について【別紙A】

毎年、経費削減のために紀要に年会費の請求書を同封していたが、今年からは別送とすることを検討する。本年度会費未納の会員については、請求書を再送する（財經詳報社の宮本様に請求書発送の見積もりを出してもらいたい）。

(3) 税務事例投稿論文について

査読プロセスを早急に作成する必要がある。金子先生と長島先生に、作成をお願いしたい。

4. 会費の未納について

長年会費が未納になっている会員については、紀要の発送を取りやめ、催告書（警告書）を送り、先2年未納の場合は会員資格を停止する案が前回の理事会で出された。

5. 会員専用ページの更新について

(1) 租税訴訟学会専門家検索

最終更新日が平成22年5月25日となっており、現時点での登録は20件に留まっている。検索結果も実名ではなくイニシャルの表示となっている。活用について議論していきたい。

6. 理事・争訟部会副会長選任について

正式に菅原万里子先生に青木康國先生のご後任をお願いすることとなった。また、各理事派遣団体からも、副会長の推薦を受けたいと考えており、東京弁護士会からは、戸田智彦先生を菅原先生にご推薦いただいた。

（参考案）

【副会長】

日弁連税制委員会（関戸・山本洋一郎）

東京弁護士会（菅原）（戸田）

第一東京弁護士会（牛嶋・小田）
第二東京弁護士会税法研究会（大塚一郎）（井上）
東京税理士会（鈴木雅博）
日本税務会計学会（多田）
守之会（山本守之）
東京地方税理士会（長谷川博）
東京税理士会各支部
千葉税理士会
租税法関係学会
タインズ（朝倉）

【専務理事】

秋葉・飯森・井上・大淵・金子・館・土屋・長島・藤曲・三木（義）

【常任理事】

秋葉・朝倉・飯森・井上・牛嶋・大塚（一）・大塚（正）・大淵・金子・菅原・関戸・田口・土屋・永石・長島・三木・守田・山本・脇谷

7. 民間税調・民間通達・民間最高裁判所について

- (1) 民間税調（代表三木義一先生）から協力要請があった。月1万円の支援については引き続き検討する。またHP掲載のコメントの寄稿についても理事の先生方にはお願いしたい。
- (2) 個別事件の依頼を受け、争点について、学識や実務経験のある者に、民間通達を作成していただくシステムを構築したい。
会員の中から学識の高い方や実務経験の豊富な方を選出し、民間裁判官として民間判決書として鑑定意見書を作成してもらおう。

8. 母体・提携団体・法人会員・名誉会員制度

- (1) 本学会の発展を企図し、本会の母体（日弁連税制委員会・日本税務会計学会）作りをなし、提携団体（タインズなど）と提携し、法人会員や名誉会員制度（会費免除）を設けたい。
- (2) 2015年12月に永島正春弁護士から退会申出があったが、名誉理事就任を要請したい。

9. 租税訴訟学会税法研究所

(1) 活動内容

既に設立されているが、以下の事業を行う理事会の諮問機関として活動させたい。

- ① 租税訴訟情報や過去研修のデータベースを構築する。
- ② 情報収集ネットワークを構築するため、インターネットで無料ネット会員を募集する。
- ③ 研究員制度を設置する。博士号取得の斡旋をする。
- ④ 専門登録をする。
- ⑤ 税務調査相談センターを設置する。
- ⑥ 法科大学院電子会議室を設置した。

(2) MLの活性化と専門管理者

メーリングリストで活発に発言していただける方に管理者をお願いしたい。

そのため、各研究会を募集し、その責任者を決めたい。責任者は、関係事項に関する質問に対し、必ず回答しなければならないとしたい。そして、その Q&A をデータベースに残し、良い議論があれば出版したい。

また、当学会を活性化させる方法として、電子会議室を利用しインターネット上の専門部会を作っていきたい。インターネットを利用した会員募集を行っていきたい。

10. 租税公正基準制定委員会

紀要のみならず、研究員によって租税公正基準を作成し、公表する。租税公正基準制定委員会を設

置する。民間通達を作成し、公表してゆきたい。

1 1. 専門認定制度

- ① 会員の申請により、大学の博士課税入学を斡旋することを検討している（京都大学社会人コース参照）。
- ② 当学会として、10種類の専門認定をすることを計画したい（消費税・法人税・訴訟など）。

紀要第11号 執筆申込者一覧(申込順)

別紙A

No.	分類	名前	ふりがな	テーマ	簡単な内容	原稿提出状況
1		山田 二郎	やまだ じろう	租税法律主義と法人税法の包括委任規定の限界(仮題)	平成29年12月1日の日弁連の税制委員会での研究報告内容(勝訴判決を解説するものではありませんが)。【地域医療振興協会事件】	
2		山口 敬三郎	やまぐち けいさぶろう	売上値引き及び単価変更処理に係る金額は寄附金に該当しないとされた事例(通番13: 法人税5 親子会社間取引における適正価格)(原稿はほぼ完成、若干の手直しをします。A4で15枚ほど)	地裁での事実認定の重要性を再確認した事例で、課税庁は控訴することなく地裁で確定している。(東京地裁平成26年1月24日判決・確定)【セクスイ事件】	●
						●
3		山本 洋一郎	やまもと よういちろう	A. 源泉徴収義務者との関係(東京地裁平成28年3月25日判決) B. 措置法61条の4(法人交際費損金不算入)の限界(福岡地裁平成29年4月25日判決)	A. 源泉徴収義務者が課税庁に納付した源泉税相当額を当然に受給者へ求償できるかについて(消極) B. 従業者全員参加型の慰安会の費用について。措置法61条の4が出来よう出来ないとした判決【宮崎シーガイア事件】	●
4		山本 守之	やまもと もりゆき	交際費等と寄附金の課税のあり方を検証する	見識ある自己利益の考え方(損金性の判断と公序の理論)	●
5		馬場 陽	ばば よう	信用出資の評価の基準が消費税法第12条の2第1項に定める「出資の金額」に含まれるとされた事例(裁決に反対)	信用出資の評価の基準が消費税法12条の2第1項に定める「出資の金額」に含まれるとされた裁決事例の反対評釈。【行政書士法人事件】	●
6		岡本 哲	おかもと てつ		倒産と租税法関連で倒産法における支払不能・支払停止と租税法の貸倒の齟齬	●
7		山下 清兵衛	やました せいべえ	過大役員給与	残波事件判決の解説。最高値基準を採用した更正処分の紹介。	

紀要第11号 執筆申込者一覧(申込順)

別紙A

No.	分類	名前	ふりがな	テーマ	簡単な内容	原稿提出状況
				行政立法による課税要件の司法審査	朝鮮人学校事件・木更津木材事件を参考に分析する	
8		酒井 克彦	さかい かつひこ	申告所得税と源泉所得税の関係―年末調整制度の選択的廃止論	プライバシーの侵害の危険を包蔵する年末調整制度の廃止論を訴える。源泉徴収義務者の過度な負担は近時の非居住者認定事案などに顕著である。納税者の税に対する監視意識機を剥奪するものとして年末調整制度を位置付ける。	
				過大役員給与に関する米国制度(米国制度との比較法的研究)		
9		風岡 範哉	かざおか のりちか	相続財産の仮装・隠ぺいと重加算税の判断基準		辞退
10		泉 絢也	いずみ じゅんや	青色申告承認取消処分に係る裁量権の逸脱・濫用と判断過程審査	税務署長が、青色申告承認取消処分を行う際に裁量権を逸脱又は濫用したか否かを審査する際に、判断過程審査を用いることにより、これを肯定した貴重な裁判例(横浜地裁平成17年6月22日判決)から、租税公正基準を抽出する。	●
11		長谷川 記央	はせがわ のりお	納税者の財産権と財産の差し押さえ解除に係る諸問題	差押の解除について	●
				納税の猶予に係る諸問題	売上高が納税の猶予の基準として適切であるか	●
12		管野 浅雄	かんの あさお	租税法と契約解釈 ― 国税不服審判所における契約解釈の変遷 ―	国税不服審判所は、最近の公表裁決(H28.7.6)の中で、「本件契約書は、いわゆる処分証書に該当し、作成の真正に争いがないことからすると、他に特段の事情がない限り、作成者によって記載どおりの行為がなされたものと認めるべきである」という判断を示した。審判所は、これまで非公表裁決の中で処分証書に触れることはあったが、公表裁決で処分証書に基づいた契約解釈のあり方を明らかにしたのは今回が初めてであり、事実認定においても、裁判所と同様の考え方であることが明らかとなった。そこで、今回、国税不服審判所におけるこれまでの裁決を振り返り、審判所の契約解釈の変遷と今後のあり方を検討したい。	辞退

紀要第11号 執筆申込者一覧(申込順)

別紙A

No.	分類	名前	ふりがな	テーマ	簡単な内容	原稿提出状況
13		金子 友裕	かねこ ともひろ			●
14		長島 弘	ながしま ひろし			
15		笹本 秀文	ささもと ひでふみ	マンション敷地の評価について	マンション敷地の相続税の財産評価通達による評価方法は、実態に合っていない適正な客観的交換価値ではないことを訴訟で争った事例を紹介してマンション敷地の評価通達評価を不合理性を論じる。	●
16		細川 健	ほそかわ たけし	交際費課税制度の明確化と租税構成基準としての交際費等分析フレームワークの提示—安楽亭事件の分析を中心に	納税者不利の判断を導いている交際費課税制度の通説である三要件説の限界を明らかにし、徹底した文理解釈に基づく交際費等分析フレームワーク((1)企業会計上の費用(2)事業に関係のある者等(3)接待等のための支出(4)その他の要素)が、公正処理基準としてワークすることを安楽亭事件等の分析を通じて明らかにする。	●
17		永島 公孝	ながしま きみたか	公益法人 3つの特別の利益	公益法人、移行法人における特別の利益、法人税における公益法人の特別の利益	●
18		鈴木 茂夫	すずき しげお	法人税重加算税賦課決定処分を取り消された裁判事例からその対応を考察する	加算税の加重措置が平成29年1月1日から導入され、今後、法人税の重加算税の賦課決定処分への対応は、従来以上に、慎重かつ丁寧な対応が求められる。処分を安易に認めることは、将来の、税務調査にも影響することになりかねない。本稿では、平成26年2月21日裁判を紹介する。本事件は、納税者が、陳述書、それを裏付ける証拠、審判所への答弁等により、審判所が、重加算税賦課決定処分を取消した事件であり、その方法は、実務上役立つものと考えられる。	●
19		土屋 清人	つちや きよと			●
20		増井 隆彦	ますい たかひこ	テーマ21の相続税に関して雑種地の相続評価について	平成29年6月15日 大阪地裁判決の判例研究をします。	辞退